

長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準

第1 総 則

長岡京市（以下「市」という。）の調達にあたり、競争入札及び随意契約における参加（以下「競争参加」という。）業者を公募又は選定（以下「公募・選定」という。）する場合の基準を次のとおり定める。

なお、この基準は標準的な調達を想定したものであり、これにより難しい場合や、趣旨に反することとなる場合は、別途、長岡京市建設工事等請負業者選定委員会及び長岡京市物品等調達業者選定委員会で決定する。

第2 公募・発注方針

公募・発注にあたっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割発注を行い、中小企業の受注機会の拡大に努める。

第3 入札・契約方式

市において、標準的に採用する主な入札・契約方式は、次のとおりとする。ただし、入札・契約制度の見直し等により、新たな入札・契約方式を採用、試行することができる。

なお、随意契約で競争に付さないものを除いて、いずれの入札・契約方式においても、市の競争入札等有資格業者名簿に登録されている業者を対象とする。

（1）一般競争入札

案件ごとに必要な資格を定め、入札参加希望業者を公募し、提出資料の審査を行い、入札参加資格等を満たす業者により行う入札方式をいう。

（2）条件付一般競争入札

年間を通して入札参加資格等の条件を定め、入札参加希望業者を公募し、提出資料の審査を行い、入札参加資格等を満たす業者により行う入札方式をいう。

（3）公募型指名競争入札

入札参加業者を指名するにあたり、入札参加資格等の条件を定め、入札参加希望業者を公募し、提出資料の審査を行い、入札参加資格等を満たす業者から指名する入札方式をいう。

（4）簡易公募型指名競争入札

（3）と同じ方式であるが、市内の業者を対象として、見積期間の短縮や提出資料を簡易にして行う入札方式をいう。

（5）指名競争入札

当該契約を履行可能な業者を指名して行う入札方式をいう。

（6）随意契約

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の規定による範囲内で、当該契約を履行可能な業者を選定し、契約する方式をいう。

第4 競争参加業者公募・選定一般基準

1 競争参加資格

競争参加業者の公募・選定にあたっては、随意契約で競争に付さないものを除いて、一般競争入札、条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、簡易公募型指名競争入札、指名競争入札、随意契約のいかなを問わず、市の競争入札等有資格業者名簿に登録されている業者からとする。

ただし、次の事項に該当する場合は、未登録業者の資格審査を行い、それに合格した業者を含めることができることとする。

- (1) 名簿登録のない業種に係る契約
- (2) 名簿登録業者が少数で競争環境が整わない場合
- (3) その他、やむを得ないと客観的に認められる場合

2 競争参加資格の制限

業者の公募・選定にあたって次の事項に該当する場合は、競争参加を制限する。

(1) 競争参加資格停止中

- ① 長岡京市契約規則第3条（施行令第167条の4第2項各号）に該当する場合
- ② 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に基づく場合
- ③ 長岡京市暴力団等排除措置要綱に基づく場合

(2) 警察当局からの排除要請

暴力団員が実質的に経営を支配する業者であるとして、市長に対し排除要請があるなど、契約の相手方として不適切であると認められる場合

(3) 下請契約が不適切

一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合

(4) 更生手続開始等経営不安定

- ① 会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は破産手続開始の申立てがなされ、経営状態が著しく不健全である場合
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実等経営状況が極めて不安定である場合。この場合において、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに競争参加資格を制限するものではない。

(5) 安全管理改善指導の不服従

市との契約の履行について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導に対して、改善を行わない状態が継続している等、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

(6) 賃金不払

賃金不払に関する厚生労働省等関係行政機関からの通報がなされ、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

3 競争参加業種

(1) 建設工事

発注予定量と登録業者数を考慮して、原則として、市の競争入札等有資格業者名簿に最も希望した業種（以下「最希望業種」という。）として登録された業種とする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務

測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係等コンサルタント業務、その他のコンサルタント業務の業務区分で、原則として、市の競争入札等有資格業者名簿に最も希望した業務（以下「最希望業務」という。）として登録された業務とする。

(3) 物品の供給等及び役務の提供

業種限定はしない。ただし、市の競争入札等有資格業者名簿に最も指名を希望するもの（以下「最希望」という。）として登録された分類を優先する。

4 競争参加業者の公募・選定の原則的基準

競争参加業者を公募・選定する場合は、別に定める業種ごとの公募・選定基準等を、総合的に判断して行うものとする。

なお、公共事業の契約の相手方として、受注業者には履行能力、技術水準だけでなく、かつ、法令等の遵守にとどまらず、高い倫理性と信頼性を要請する。したがって、公共事業の契約の相手方として好ましくないと思われる場合は、選定を回避する。

5 設計・施工管理と工事の分離

設計業務と工事との分離を図るため、設計業務を受注したコンサルタント業者と資本・人事で関係の深い工事業者は、原則として工事の業者選定から除外する。

6 公募・選定順位

市の競争入札等有資格業者名簿に登録された業者の中から、公募・選定する順位は、次のとおりとする。

(1) 所在地による選定順位

市内業者から調達可能なものは、競争参加業者を市内に本店を有する業者（以下「市内本店」という。）及び市内に営業拠点である支店、営業所を置く業者（以下「準市内」という。）から公募・選定することを基本とする。市内業者からの調達が不可能な場合や不適当な場合又は市内業者だけでは競争環境が整わない場合には、市外業者も含めて公募・選定する。

(2) 市内業者の中での優先順位

次に掲げる事項を総合的に判断した上で、優先順位をつけて公募・選定する場合がある。

- ① 市内本店
- ② 工事成績評定等成果品の品質の優れた業者
- ③ 真摯な企業努力をしている業者
- ④ 現場近接業者

(3) 市外業者の中での優先順位

市外業者から公募・選定する場合には、規模、過去の工事成績評定等実績を考慮し、履行可能な業者を公募・選定する。

営業拠点の所在地による優先順位は、次のとおりとする。（①を第1優先とし、以下②、③、④の順とする。）

- ① 京都府乙訓土木事務所（以下「乙訓土木事務所」という。）管内（向日市、大山崎町、京都市西京区大枝・大原野）に営業拠点である本店を置く業者
- ② ①を除き京都府（以下「府」という。）内に営業拠点である本店、支店、営業所を置く業者
- ③ 大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県及び三重県に営業拠点である本店、支店、営業所を置く業者（以下「近畿圏内」という。）
- ④ 上記以外の業者

(4) 協同組合等の取扱い

市内に組合事務所がある協同組合については、次のとおり取扱う。

- ① 全ての組合員が市内に本店を置き、かつ全ての組合員が市の競争入札等有資格業者名簿に登録されていない場合は、当該協同組合を市内本店として取扱う。
- ② 大半の組合員が市内に本店を置き、かつ全ての組合員が市の競争入札等有資格業者名簿に登録されていない場合は、当該協同組合を市内本店として取扱う。
- ③ 一部の組合員が市内に本店を置き、かつ全ての組合員が市の競争入札等有資格業者名簿に登録されていない場合は、当該協同組合を準市内として取扱う。
- ④ 上記①、②、③以外は、当該協同組合を市外業者として取扱う。

第5 建設工事の公募・選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

建設工事については、災害時等緊急施工を要する場合を除き原則として、一般競争入札、条件付一般競争入札又は簡易公募型指名競争入札を採用するものとし、公募・選定する基準は、次に定める事項に基づき設定する。

(1) 技術的適性・工事実績等

- ① 当該工事の施工に必要な建設業法に基づく許可を得ていること。
- ② 当該工事と同種の工事について、相当の施工実績があること。施工実績については、原則として過去15年度間以内のものとする。
- ③ 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事の施工実績があること。
- ④ 地形・地質・自然的条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。
- ⑤ 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(2) 手持ち工事の状況

工事の手持ち状況から鑑みて当該工事を施工する能力があること。

(3) 工事成績評定等

市発注工事に受注実績がある業者の最希望業種が変わったときは、過去の工事成績評定結果を変更後の業種に対して適用することができる。

2 運用にあたっての留意点

- ① 建設業法、その他法令等により、有資格業者による施工が義務付けられている場合は、有資格業者から公募・選定する。また、有資格技術者の配置が義務付けられている場合は、有資格技術者の配置が可能な業者から公募・選定する。
- ② その他、建設業許可区分等に留意し、法令等の趣旨に沿って業者を公募・選定する。

(1) 一般競争入札

次の基準により、案件ごとに条件を設定するものとする。

- ① 原則として最希望業種に限り参加することができる。ただし、市内業者の育成の観点から、競争参加機会の確保を図るため、市内本店及び準市内で最希望とする業者数が少ない業種においては、市内本店及び準市内で希望業種としている場合であっても参加を認める場合がある。
- ② 工事に係る技術的難易度が高い場合又は当該工事の大半に特殊な技術が必要な場合は、地域要件を付さないで単体企業又はジョイントベンチャー方式による競争を原則とする。
- ③ 工事に係る技術的難易度がやや高い場合又は普通である場合は、府内に本店を有する業者（以下「府内本店」という。）又は府内本店及び府内に営業拠点である支店、営業所を置く業者（以下「府内支店」という。）による単体企業又はジョイントベンチャー方式による競争を原則とする。

(2) 条件付一般競争入札

次の基準により、年間を通して同一の参加資格や公募・選定基準を設定するものとする。

- ① 原則として最希望業種に限り参加することができる。ただし、市内業者の育成の観点から、競争参加機会の確保を図るため、市内本店及び準市内で最希望とする業者数が少ない業種においては、市内本店及び準市内で希望業種としている場合であっても参加を認める場合がある。
- ② 特定建設業許可を有していること。ただし、工事金額によっては一般建設業を有している場合でも参加を認める場合がある。また、業種及び工事金額によって、一般建設業許可を有する市内本店で工事成績評定結果が優良な業者を対象とする場合がある。

- ③ 市内本店及び準市内以外の業者は、発注する工事についての同種・類似工事の実績があること。なお、市内本店及び準市内についても、工事金額及び工事内容によっては発注する工事についての同種・類似工事の実績を求める場合がある。

(3) 簡易公募型指名競争入札

次の基準により、年間を通して、同一の参加資格や公募・選定基準を設定するものとする。

- ① 原則として最希望業種に限り、参加することができる。
- ② 一般建設業許可を有する市内本店であること。

(4) 指名競争入札・随意契約

次の基準により、選定するものとする。

- ① 原則として最希望業種から選定する。ただし、競争環境が整わない場合は、希望業種から選定する。
- ② 同種工事の実績を有するものを優先し選定する。

(5) 登録年数・新規登録業者の取扱い

業種別公募・発注基準における「登録年数」とは、過去5年間に当該業種を最希望又は希望としていた期間を示す。したがって、最希望業種を変更したり希望業種を追加した場合は、当該業種の登録期間に応じて業種ごとに定める金額の工事についてのみ参加することができる。

新規登録業者については、3年間を限度に、市の発注工事の習熟期間として次のとおり取扱う。

- ① 市内に本店を有し、新規に参加資格の登録を行った業者は、登録期間に応じて、業種ごとに定める金額の工事についてのみ参加することができる。
- ② 市外に本店を有する業者が市内に支店、営業所を開設し、新規に参加資格の登録を行った場合は、登録期間に応じて業種ごとに定める金額の工事についてのみ参加することができる。
- ③ 市外に本店を有する業者で、過去5年間で通算3年を超えて登録が確認できる業者であっても、新たに市内の支店若しくは営業所に契約締結権限を委任する場合は、委任期間の初日以降の4月1日から新規登録業者として取扱う。なお、新規登録業者として取扱うまでの期間については、委任前の所在地及び登録年数を対象とする工事についてのみ参加することができる。

3 業種別公募・発注基準

(1) 土木工事（土木一式）

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事やシールド工法等、特殊な工法を採用する場合は、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ③ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 乙訓土木事務所管内本店 経審点数 900点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 一般建設業許可 市内本店 工事实績(過去3年度間及び当該年度に2件以上) 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	2,500万円以上 4,000万円未満	一般建設業許可 市内本店 工事実績(過去3年度間及び当該年度に2 件以上) 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 70点以上	条件付一般 競争入札
	1,000万円以上 2,500万円未満	一般建設業許可 市内本店 工事実績(過去3年度間及び当該年度) 国又は地方公共団体発注 土木一式工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	簡易公募型 指名競争入 札
	130万円超 1,000万円未満	一般建設業許可 市内本店	
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)
3年目	4,000万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(1-2) 土木工事（下水道工事）

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 最希望業種は「土木一式工事」とする。
- ② 困難な工事やシールド工法等、特殊な工法を採用する場合は、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注 下水道管渠工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 乙訓土木事務所管内本店 経審点数 900点以上 工事实績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注 下水道管渠工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	2,500万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注 下水道管渠工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 一般建設業許可 市内本店 工事实績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注 下水道管渠工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	130万円超 2,500万円未満	一般建設業許可 市内本店 工事実績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注下水道管渠工事 又は 開発行為にかかる下水道管渠工事 ※上記工事実績を有しない場合 土木一式工事の内、開削工法にかかる 施工実績を有し、市の競争入札等有資格業者名簿への登録が土木一式を最希望とし、かつ、登録期間が10年を超えていること	簡易公募型 指名競争入札
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事実績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注 下水道管渠工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	一般建設業許可 市内本店 工事実績 国、地方公共団体、日本下水道事業団、公社又は都市再生機構発注下水道管渠工事 又は 開発行為にかかる下水道管渠工事	簡易公募型 指名競争入札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(2) 建築工事（建築一式）

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費に関わらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	3億円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	2億円以上 3億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 府内本店、府内支店 経審点数 830点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 建築一式工事 請負金額 1億円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	1億円以上 2億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 乙訓土木事務所管内本店 経審点数 830点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 建築一式工事 請負金額 5,000万円以上 当該工事成績 65点以上	
	5,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店 工事实績 国又は地方公共団体発注 建築一式工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	
	130万円超 5,000万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入札
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
3年目	5,000万円以上 7,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(3) 電気工事

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 電気工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 740点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 電気工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 府内本店 経審点数 740点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 電気工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 一般建設業許可 市内本店 工事实績 国又は地方公共団体発注 電気工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	
	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	130万円超 2,500万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入札
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(4) 管工事（水道管工事）

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 口径500mm以下の通常の水道管工事を対象とする。口径500mmを超える水道管工事、並びに口径500mm以下であっても単独水管橋の架設工事や鉄道軌道敷等の推進工法を伴う特殊工事等困難な工事については、水道施設工事として発注する。
- ② 全ての工事について、長岡京市指定給水装置工事事業者登録を必要とする。
- ③ 最希望業種は、「管工事」とする。
- ④ 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ⑤ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ⑥ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 水道管工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 740点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 水道管工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店 工事实績(過去3年度間及び当該年度に2件以上) 国又は地方公共団体発注 水道管工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店 工事実績(過去3年度間及び当該年度に2 件以上) 国又は地方公共団体発注 水道管工事 請負金額 500万円以上 当該工事成績 70点以上	条件付一般 競争入札
	1,000万円以上 2,500万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店 工事実績(過去3年度間及び当該年度) 国又は地方公共団体発注 水道管工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	簡易公募型 指名競争入 札
	130万円超 1,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(4-2) 管工事 (その他管工事)

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 案件ごとに設定 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 740点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 案件ごとに設定 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店 工事实績 国又は地方公共団体発注 案件ごとに設定 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	
	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	
	130万円超 2,500万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入札
	130万円以下	一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(5) 舗装工事

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事实績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種・一般建設業許可でも可) 工事实績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般 競争入札
	1,000万円以上 2,500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	500万円以上 1,000万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 府内本店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	
	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	随意契約 (競争見積)

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
3年目	4,000万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上	
	500万円以上 2,500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 790点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 舗装工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	随意契約 (競争見積)

(6) 造園工事

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ③ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ④ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 工事实績 国又は地方公共団体発注 造園工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 770点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 造園工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 府内本店 経審点数 770点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 造園工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 一般建設業許可 市内本店 工事实績 国又は地方公共団体発注 造園工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 70点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内 乙訓土木事務所管内本店 経審点数 770点以上 一般建設業許可 市内本店	条件付一般 競争入札
	130万円超 2,500万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内	条件付一般 競争入札
	130万円超 500万円未満	一般建設業許可 市内本店	簡易公募型 指名競争入 札
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可 市内本店、準市内 一般建設業許可 市内本店	随意契約 (競争見積)

(7) 解体工事

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ② 解体工事については、平成31年5月末までは、解体工事又はとび・土工工事の許可を有する業者から、同年6月以降は解体工事の許可を有する業者から公募・選定する。この場合において、登録年数とは、土木一式工事、建築一式工事、解体工事及びとび・土工工事の最希望又は希望年数を合算したものとする。
- ③ 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ④ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。
- ⑤ 工事の内容等により、工事实績として認める発注機関は変更する場合がある。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	一般競争入札
	1億円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事实績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店、近畿圏内 経審点数 650点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 4,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般競争入札
	4,000万円以上 1億円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種・一般建設業許可でも可) 工事实績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 650点以上 工事实績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上	

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般 競争入札
	1,000万円以上 2,500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	500万円以上 1,000万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 府内本店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	
	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	随意契約 (競争見積)

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
3年目	4,000万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 2,500万円以上 当該工事成績 65点以上	条件付一般 競争入札
	2,500万円以上 4,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店、府内支店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 1,000万円以上 当該工事成績 65点以上	
	500万円以上 2,500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上 府内本店 経審点数 650点以上 工事実績 国又は地方公共団体発注 解体工事 請負金額 130万円以上 当該工事成績 65点以上	
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可)	随意契約 (競争見積)

(8) その他工事

各工事費の区分に対応した要件及び競争方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 発注する工事に対応した建設業許可を有する業者を対象とする。
- ② 最希望登録業者数や工事の内容により、工事ごとに要件を設定する。
- ③ 困難な工事や特殊な工法を採用する工事等、工事の内容により、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。
- ④ 工事の内容により、一般建設業許可区分の工事であっても、特定建設業許可を有する業者を公募・選定することができる。
- ⑤ 市内本店及び準市内の登録業者には、経審点数の要件を付さない。

<工事費区分表>

登録年数	工事費区分	要件等	競争方式
4年目以上	1億5千万円以上	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	一般競争入札
	4,000万円以上 1億5千万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
	130万円超 4,000万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	
	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	随意契約 (競争見積)
3年目	2,500万円以上 6,000万円未満	特定建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
	130万円超 500万円未満	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	
1年～ 3年目	130万円以下	特定建設業許可又は一般建設業許可 市内本店、準市内(いずれも希望業種でも可) 案件ごとに設定	随意契約 (競争見積)

4 競争参加業者数の基準

指名競争入札に付す場合の参加業者数の基準は、次のとおりとする。ただし、困難な工事や特殊な工法を採用する工事で、登録業者が基準に満たない場合は、次の表の数にかかわらず、可能な限り3者以上選定するものとする。

工事費区分	業者数
5,000万円以上	7者以上
130万円超5,000万円未満	5者以上
130万円以下	3者以上

第6 測量・建設コンサルタント等業務の公募・選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

(1) 資格等

- ① 測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係等コンサルタント業務、その他のコンサルタント業務ごとに、原則として、建設コンサルタント登録規程により部門登録している業者から公募・選定する。
- ② 当該業務と同種業務について相当の実績があること。実績については、原則として過去15年度間以内のものとする。
- ③ 当該業務の履行に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる業務の履行実績があること。
- ④ 地形・地質・自然的条件、周辺環境条件等、当該業務の作業条件と同程度と認められる条件下での履行実績があること。
- ⑤ 発注予定業務種別に応じ、当該業務を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(2) 手持ち業務の状況

業務の手持ち状況から鑑みて、当該業務を履行する能力があること。

(3) 履行成績等

- ① 業務の重要性に鑑み、履行成績を最も重要な要素として運用する。
- ② 原則として、本市発注業務において、成績評定が65点未満のものについては、履行実績として認められない。ただし、検査指導課又は上下水道部の検査担当者が検査を行っていない業務については成績評定通知がなされていないものでも履行実績として認める場合がある。
- ③ 本市発注業務において、60点未満の成績評定通知を受け、当該通知時点で本市発注の手持ち業務を有している場合は、当該業務を完了するまで入札等への参加は認めない（特命随意契約を除く。）。

2 入札・契約方式

(1) 公募型指名競争入札

原則として、公募型指名競争入札とし、当該業務の難易度に応じて参加資格を設定する。

(2) 指名競争入札・随意契約

次の基準により選定するものとする。

- ① 原則として、最希望業務から選定する。ただし、競争環境が整わない場合は、希望業務から選定する。
- ② 同種業務の実績を有する業者を優先して選定する。
- ③ 修正・変更設計や実質的に業務が継続している場合は、実績を有する業者を中心とした指名競争入札又は特命随意契約を行うことができる。

(3) その他

- ① 当該業務について、難易度が高いと判断した場合は、公募型プロポーザル方式やコンペ方式の採用を検討、実施する。
- ② コンサルタント業務の場合、特に優秀な技術者の配置が成果品の品質に影響するので、この確保が可能となる業務執行体制提案型等、創意工夫した入札・契約の方式を採用する場合がある。

3 運用にあたっての留意点

- ① 事業費及び履行能力等に対応して業者を公募・選定する。
- ② 公募型指名競争入札等において業者を公募・選定する基準は、配置予定技術者の状況に主眼を置き、業務実績や規模等について案件ごとに定める。
- ③ 市内本店、準市内で履行可能な業務については、市内業者の競争参加機会を確保する。

4 登録業種別公募・発注標準

(1) 測量

- ① 測量法に基づく登録業者から公募・選定する。
- ② 設計業務を含む場合は、測量及び土木設計の可能な登録業者から公募・選定する。
- ③ 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。
- ④ 航空測量等、専門的技術を要する場合は、原則として、当該業務を希望する業者を対象として公募・選定する。

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 原則として、一級建築士事務所から公募・選定する。
- ② 難度の高い業務については、組織設計事務所等、大規模な建築コンサルタント業者で、当該業務に実績のある業者から公募・選定する。
- ③ 耐震調査等、特殊な業務及び専門部門のみで対応可能な業務については、特に一級建築士事務所にかかわらず、実績のある業者から公募・選定する場合がある。
- ④ 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 該当部門にかかる建設コンサルタント登録業者から公募・選定する。
- ② 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、業務の内容により、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。

(4) 地質調査業務

- ① 地質調査業の登録業者から公募・選定する。
- ② 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。

(5) 補償関係等コンサルタント業務

- ① 一級建築士事務所・不動産鑑定事務所・補償コンサルタント登録業者・土地家屋調査士から公募・選定する。
- ② 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。

(6) その他のコンサルタント業務

- ① 該当するコンサルタントを行うために必要な許認可を有する業者から公募・選定する。
- ② 原則として、市内本店、準市内及び府内本店から公募・選定する。ただし、府内支店や近畿圏内から公募・選定する場合がある。

(7) その他

上記(1)～(6)にかかわらず、随意契約については市内本店、準市内から選定する場合がある。

5 競争参加業者数の基準

指名競争入札に付す場合の参加業者数の基準は、次のとおりとする。ただし、特殊業務等により、登録業者が基準に満たない場合は、次の表の数にかかわらず、可能な限り2者以上選定するものとする。

業務の規模（設計額等）	業者数
1,000万円以上	7者以上
500万円以上1,000万円未満	5者以上
50万円超 500万円未満	3者以上
50万円以下	2者以上

第7 物品の供給等及び役務の提供の公募・選定基準及び運用基準

1 選定基準

- ① 物品の調達については、原則として、製造・流通経路の同一段階の業者から選定する。ただし競争環境が整わない場合は、これによらない。
- ② 委託業務、役務等の選定にあたっては、発注予定額と業者の規模等の均衡を考慮して選定する。
 - (1) 資格等
 - ① 当該発注業務の履行にあたり、法令等により有資格者による執行が義務付けられている場合には、有資格者から選定する。
 - ② 当該発注業務に必要な有資格技術者が確保できると認められる業者から選定する。
 - (2) 受注実績等
 - ① 当該発注業務と同種のものについて、相当の受注実績のある業者から選定する。
 - ② 当該発注業務に必要な技術的水準と同程度以上と認められる技術的水準の受注実績がある業者から選定する。

1-2 清掃委託業務

- (1) 登録要件
市内業者を除き「清掃」を5年間継続（発注年度を含む。）して最希望登録している者から選定する。
- (2) 受注実績
本市施設における前年度又は前回に係る受注実績を有する者は、上記（1）を満たしていない場合であっても当該受注実績を有する施設のみ選定する。
- (3) 選定順位
市内業者だけで競争可能な案件は、上記（1）・（2）にかかわらず、市内業者から選定する。

2 入札・契約方式

- (1) 指名競争入札・随意契約
原則として、指名競争入札及び随意契約とする。
業者選定の際は、原則として、次の優先順位により選定した業者及び受注実績のある業者を選定するものとする。
 - ① 市内本店又は準市内で最希望業務
 - ② 市内本店又は準市内で希望業務
 - ③ 府内本店又は府内支店で最希望業務
 - ④ 近畿圏内で最希望業務
 - ⑤ ①～④以外で最希望業務
 - ⑥ ①～④以外で希望業務上記の優先順位により選定した業者に加えて、同種業務の受注実績のある者（概ね過去3年（回）以内の入札又は見積合わせにおける同種業務の契約業者及び次順位者）を選定するものとする。
- (2) その他
 - ① 物品の調達について、業者の商品発掘の努力に期待し、商品提案型の入札方式をより推進する。
 - ② 80万円を超える物品の供給について、公募型指名競争入札又は簡易公募型指名競争入札を試行することができる。
 - ③ 調査研究業務等のコンサルタント、コンピュータソフト開発委託、デザイン等の企画を含む印刷等には、建設コンサルタント等業務と同様に、公募型プロポーザル方式、コ

ンペ方式を採用する場合がある。さらに、業務執行体制提案型等、創意工夫し、新しい入札・契約の方式を検討、実施する場合がある。

- ④ 調達する用品が複数の業種に該当する場合は、内容、専門、得意品目等として登録した業者から選定することができる。

3 運用にあたっての留意点

法令等により、有資格者による履行が義務付けられている業務で、有資格者がいない業者を選定したが業者が辞退を申し出なかった場合は、参加資格のない業者がした入札として取扱う。

4 競争参加業者数の基準

指名競争入札に付す場合の参加者数の基準は、次のとおりとする。ただし、特殊業務等により、登録業者が基準に満たない場合は、次の表の数にかかわらず、可能な限り2者以上を選定するものとする。

業務等の規模（予算額等）	業者数
1,000万円以上	7者以上
500万円以上1,000万円未満	5者以上
50万円以上 500万円未満	3者以上
50万円未満	2者以上

第8 その他

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品の供給等及び役務の提供において指名競争入札に付す場合、指名通知後に指名業者が第4・記2「競争参加資格の制限」の事項若しくは長岡京市競争入札心得（以下「競争入札心得」という。）第5条に該当し当該指名を取り消し、参加業者数の基準を下回ったときは、当該入札を執行してもよいものとする。ただし、指名取消後に参加業者数が1者となったときは、競争入札心得第11条の規定に基づき、当該入札は取り止めるものとする。

附 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

経過措置

この基準は、施行日以降に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したものについては、適用しない。

附 則

この基準は、平成22年6月1日から施行する。

経過措置

この基準は、施行日以降に入札公告等を行うものから適用し、同日前に入札公告等を行ったものには適用しない。

附 則

この基準は、平成23年4月16日から施行する。ただし、改正後の第3第2項第1号③の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正前の第4第2項第5号③の規定により、現に準市内業者として認定を受けている場合は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。